

第4章

実現に向けて

4-1 都市像の実現に向けた基本的な考え方

都市計画マスタープランは、総合計画で目指す都市像を実現していくためのまちづくりの基本計画と整備方針を明らかにしたものです。

都市計画マスタープランの実現に向けたまちづくりは、『市民・事業者・行政』の役割分担と相互の共働で取り組んでいくものとします。

◇住民

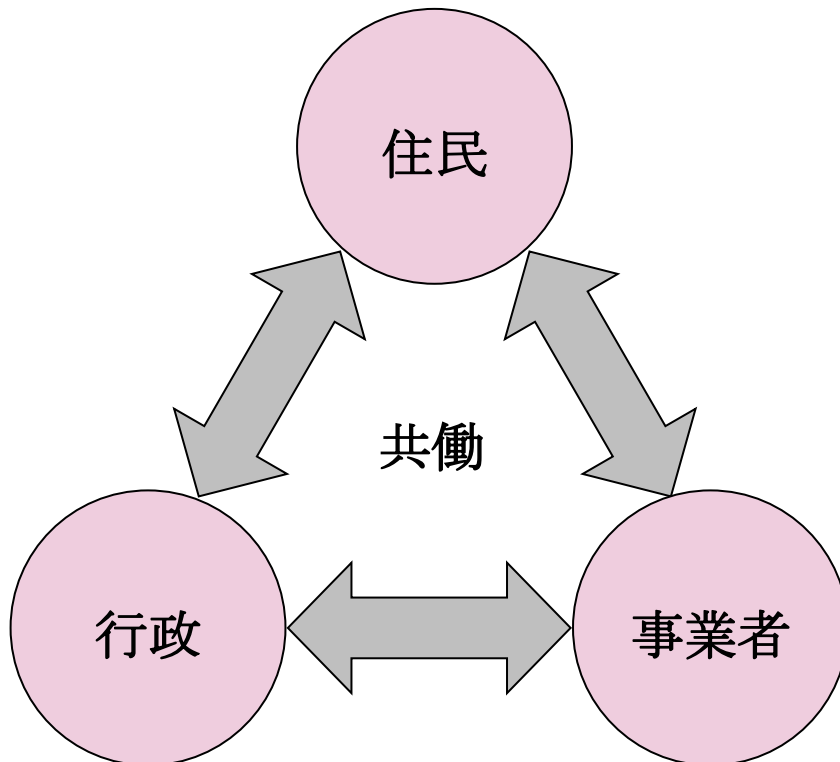
まちづくりの第一の主人公は、地域に住み、生活する市民です。市民自らが、まちづくりに対する認識を深め、わがまちをつくっていくという主体的な意識を持って進める必要があります。

◇事業者

まちづくりへの協力や働きかけが必要です。

◇行政

まちづくりのための公共投資を適正に行っていくとともに、市民主体のまちづくりを支援していくために総合的な推進体制を整備していく必要があります。



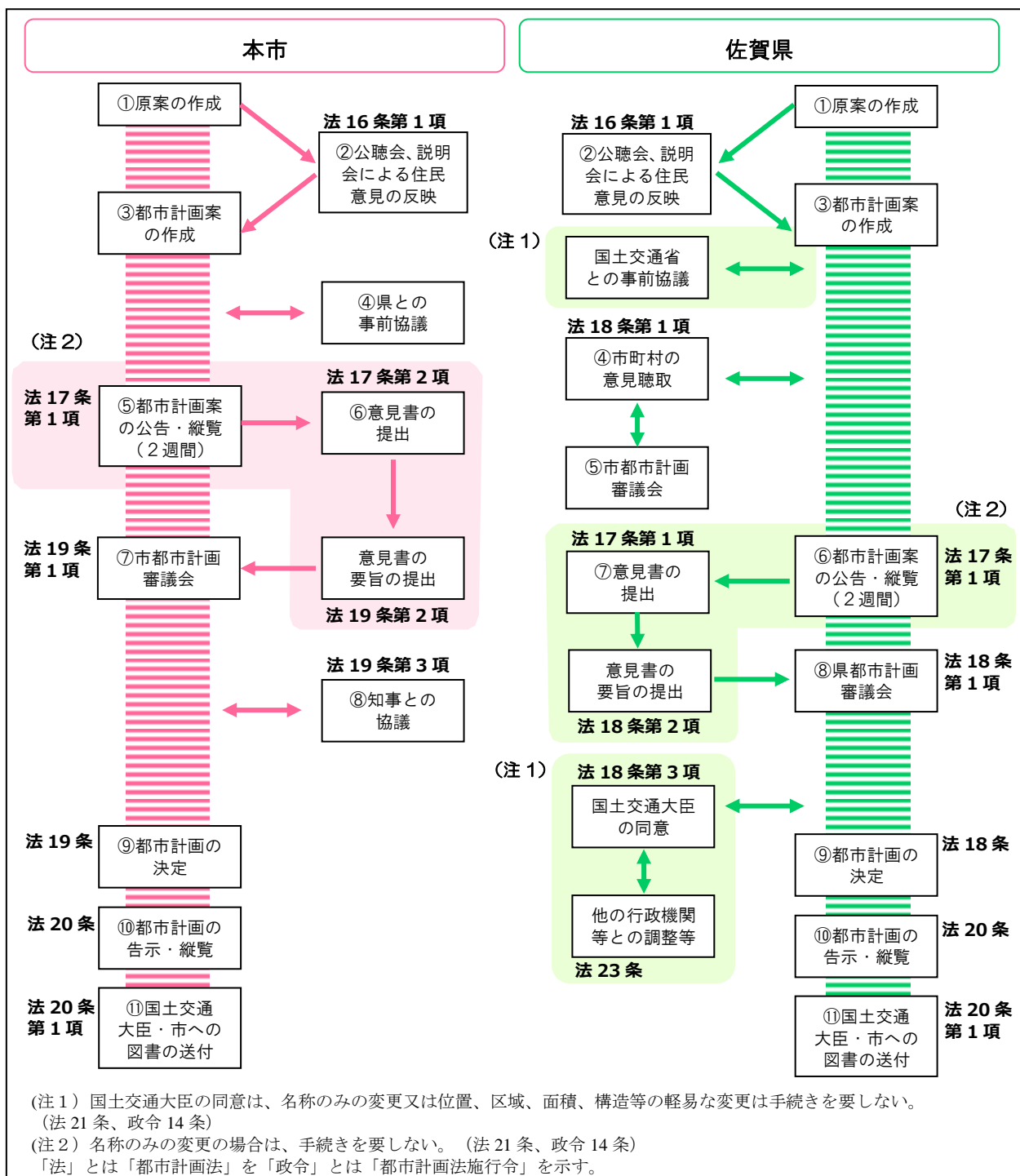
4-2 都市像の実現に向けて

都市計画マスタープランを踏まえてまちづくりを進めていくためには、様々な都市計画の決定や変更、制度やルールづくりなどの取り組みが必要です。

○都市計画の決定・変更

都市計画の決定・変更は、計画の熟度などを判断しながら、適切な時期に実施します。

■都市計画決定の流れ



○計画的で効率的な都市づくりの推進

都市計画マスタープランは、総合的なまちづくりの方針を示したものであり、上位計画である総合計画に即し、都市像の実現に取り組む必要があります。そのため、道路や公園等の都市整備に関わる部門だけでなく、福祉や教育等の幅広い部門との連携を図りながら、都市計画マスタープランで示されている内容をより具体化したまちづくりの計画・事業化が必要です。

また、個別の部門で、すでに計画策定され、それに基づいて事業が進められている場合は、都市計画マスタープランにおけるまちづくりの方針を踏まえながら、事業の推進を図るものとします。

○独自のルールや制度の構築

【地域のまちづくりの推進】

地域ごとに住民の合意形成を図り、各地域の将来方向をしっかりと定めたまちづくりの推進を図るため住民主体のまちづくり活動への支援を行います。さらに、まちづくり協定を締結した一定のまとまりのある地区は、事業支援を行い、地域の創意工夫を反映したまちづくりを推進します。

【まちづくり組織の育成】

住民主体の自主的なまちづくり活動を支援し、育成します。また、まちづくりの相談、情報提供、コーディネートを行います。

○住民と一体となったまちづくりに向けた各種制度の活用

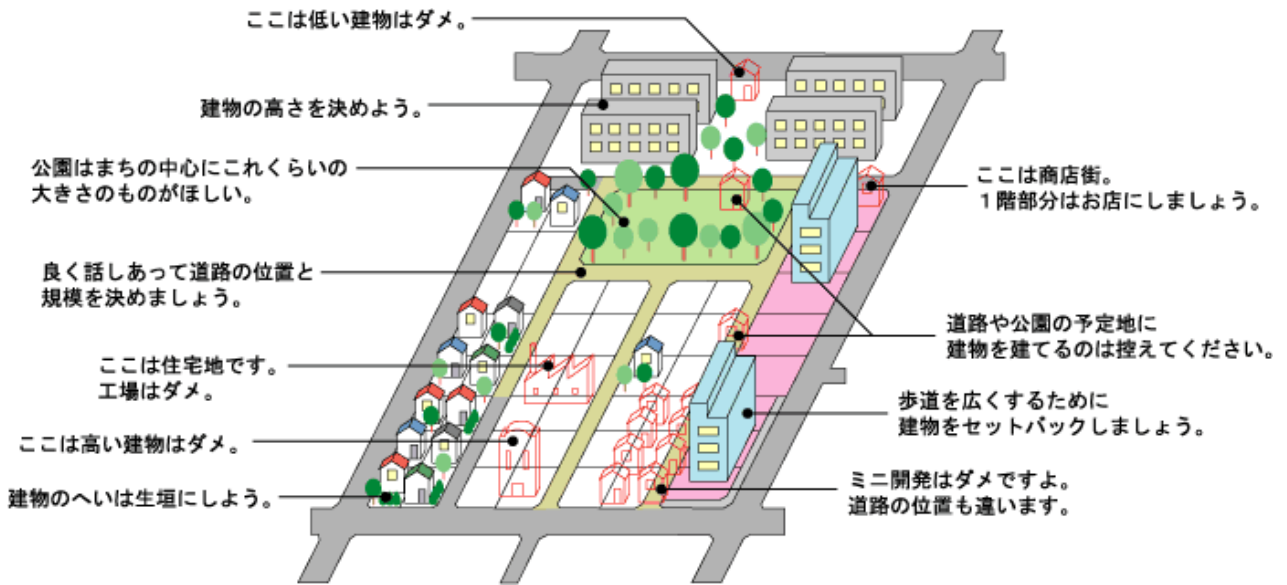
地区計画や都市計画提案制度など、市民主体の都市づくりについて、仕組みや取り組みの周知に努め、制度の活用を図ります。

【地区計画制度】

地区計画とは、地区の特徴にふさわしい良好な環境の形成を図るための制度であり、日常生活の身近な観点から、住民の皆さんが、地区の課題や将来について話し合っ、みんなで守るルールを定める制度です。

- ・地区計画で定められるまちづくりのルール
- ①地区施設（生活道路、公園、広場、遊歩道など）の配置
- ②建物の建て方や街並みのルール
（用途、容積率、建ぺい率、高さ、敷地規模、セットバック、デザイン、生垣化、など）
- ③保全すべき樹林地

■地区計画のイメージ

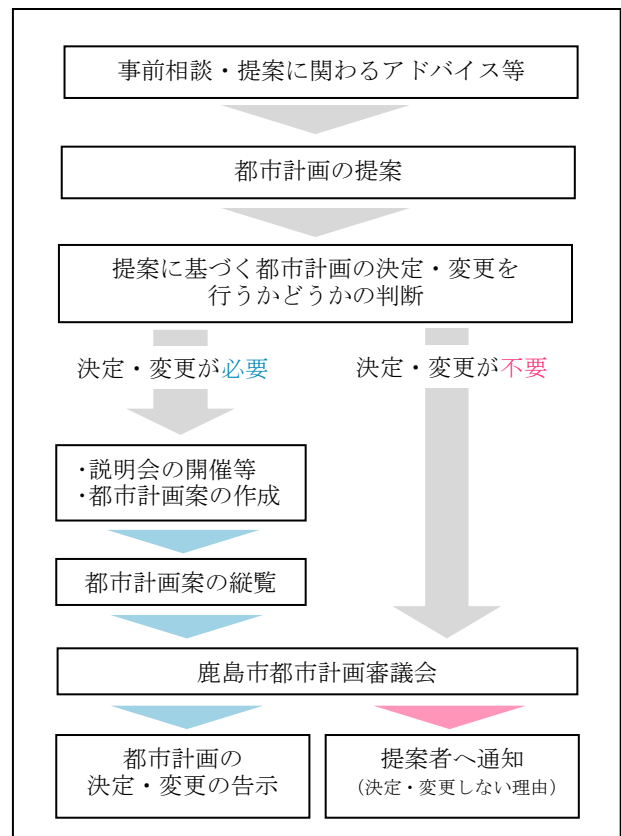


出典：国土交通省

【都市計画提案制度】

本制度は、土地の所有者やまちづくり NPO 法人などが、土地の所有者等の 3 分の 2 以上の同意があるなどの一定の要件を満たした場合に都市計画の決定や変更の提案を行うことが出来る制度です。制度の活用により、まちづくりや都市計画に対する市民の関心を高め、主体的で積極的な住民参加を促すことにより、市民と一体となったまちづくりを進めることが出来ます。

■都市計画提案の流れ



○都市計画マスタープランの見直しについて

見直しは、人々の活動や産業活動など社会経済の変化に応じ、地域の状況を踏まえ、市民参加のもとに柔軟に行います。

4-3 事業スケジュールの検討:アクションプログラム

都市計画マスタープランの整備方針に伴う事業について、整理します。

○施設整備等の事業の考え方

【短期計画】

現在、事業着手しているもの、また、緊急に整備を要するもの（概ね5年と想定します）。

【中期計画】

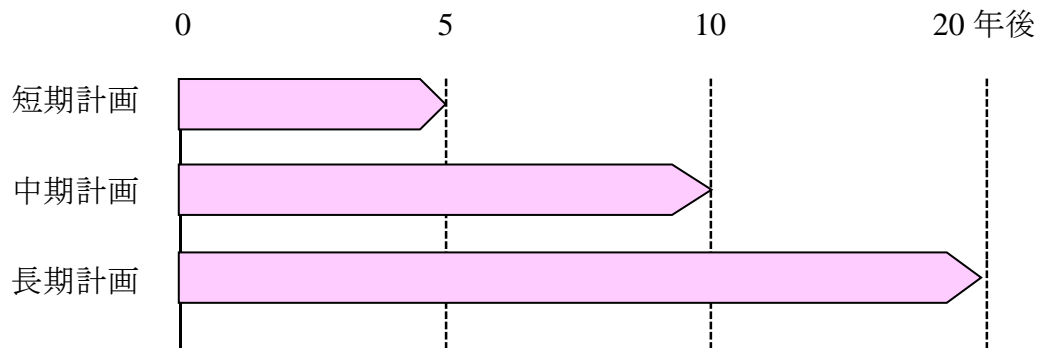
今後概ね10年の間に、重要性・総合性等において着手が必要なもの。

【長期計画】

将来あるべき姿の実現のために整備が望まれているもの（概ね10～20年と想定します）。

計画的な市街地整備、都市施設整備等が行われる区域は、事業上の要請や周辺の土地利用の状況等を総合的に勘案し、これらの事業の進捗にあわせて、用途地域の見直しを検討するものとします。

また、部門別の整備方針は、今後の社会情勢の変化に対応して見直しが必要であり、それに伴う事業についても、随時位置づけていくものとします。



■各分野の主要事業・施策における事業期間

方針	目標・構成		主要施策	事業スケジュール		
				短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
土地利用の方針	住居系	住宅地	・交通や生活に対して不便を感じる高齢者をはじめとする市民へ向けたまちなかへの居住を促進します。	→	→	→
	商業・業務系	商業地	・市の中心部として、市民や観光客にとって有意義な商品・サービスを提供する商業集積と高度利用を促進します。	→	→	→
	工業系・物流系	工業・物流地	・国道498号等の整備を見据え、土地の有効利用を推進します。	→	→	→
	公共公益地		・市民間の交流の中心となるコミュニティ施設の形成を図ります。	→		
	沿道サービス系	沿道サービス地	・国道207号沿いの一部は、当面の間は現行法での土地利用を図りつつ、将来的には、沿道サービス機能の立地を検討します。	→	→	→
交通体系整備の方針	道路整備の方針	主要幹線道路 (主要都市と結ぶ道路の整備)	・有明海沿岸道路(福富・鹿島間)の早期着手と本市から諫早市へ延伸計画の要望を図ります。	→		
		幹線道路 (都市及び拠点と結ぶ道路の整備)	・国道498号の走行性の高い道路への整備要望を図ります。	→		
	公共交通機関整備の方針	鉄道及び駅周辺の有効利用	・交通の要衝である肥前鹿島駅や肥前浜駅は、駅前広場の整備を図り、賑わいを形成します。	→	→	
			・肥前鹿島駅や肥前浜駅は、歴史を活かした駅舎の再整備を図ります。	→	→	
公園・緑地・景観整備の方針	景観整備の方針		・肥前浜宿では、歴史的建造物の積極的な活用に努めます。	→	→	→
			・鹿島城址の景観の保全と、城下町らしい景観の整備を促進します。	→	→	→
下水道及び河川の整備方針	河川整備の方針	干潟や河川に親しむ空間の整備	・日常的に干潟に触れ合うことのできる空間形成を図ります。	→	→	
観光・交流まちづくりの方針	観光・交流まちづくりの方針	歴史	・肥前浜宿や祐徳稲荷神社、鹿島城址は歴史的な景観を活かした観光拠点を形成します。	→	→	→
		スポーツ・レクリエーション	・蟻尾山公園やその周辺については、スポーツやレクリエーション空間としての機能向上を図ります。	→	→	
		自然	・肥前鹿島干潟や道の駅鹿島周辺は、自然環境を保全しつつ、観光資源としての活用を推進します。	→	→	
		交流	・道の駅鹿島は、地域活性化の拠点の1つになるよう再整備を行います。	→		

